

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第10号

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

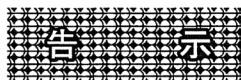
県営住宅等に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「吉野団地 細萱団地」を「細萱団地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課公営住宅室



#### 長野県告示第149号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

#### 長野県告示第150号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡下條村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可しましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部守一

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画公園事業 6・5・2号 南長野運動公園

3 事業施行期間

令和5年3月23日から

令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

長野県長野市篠ノ井東福寺字池田 763-8、765-2、766-1、766-2、766-5、770-1、771-1、771-3、772-1、772-2、773-1、773-2、774、775-1、775-2、776、777-1、777-2、778-1、794-1、795、796、797、798-1、798-2、798-3、799-2、801-1、803-1、804、805-1、806、807-1、808-1、809-1、810-1、811-1、長野県長野市篠ノ井東福寺字五反田 1055-1、1056-1、1056-3、1057、1058-1、1058-3、1059-1、1060、1061-1、1062-2、1063、1064、1065-1、1066-1、1067-1、1068-1、1069、1070、1071-1、1071-2、1072-1、1072-2、1073、1074-2、1074-3、1076-2、1077-1、1078-1、1079、1080-1、1081-3、1082-1、1082-2、1083-1、1085-1、1087-1、長野県長野市篠ノ井東福寺字竹原 1112-2、1113-1、1114-2、1115、1116-1、1117-1、1118-1、1119-1、1119-2、1120-1、1121-1、1122、1123-1、1124-1、1125、1126-1、1126-4、1127-2、1128-1、1129-1、1133-1、1134-1、1135-1、1136-2、1136-3、1137-1、1137-2、1138-1、1139-1、1139-2、1140-1、1140-2、

1141、1142、1143、1144、1145、1163-1、1164、1165、1166-1、1167、1168-1、1168-2、1168-3、1173-1、1173-2、1173-4、1174-1、1174-2、1174-3、1175-1、1175-3、1176-1、1177-1、1178-1、1178-3、1182-1、1184-1、1185、1186、1187、1188-1 地内

(2) 使用の部分

長野県長野市篠ノ井東福寺字池田 760-1、760-5、763-1、763-2、763-5、763-6、763-7、765-1、766-4、770-3、770-4、771-2、777-3、778-3、779-1、779-3、781-1、794-3、798-4、798-5、799-1、799-3、801-2、801-3、801-4、803-2、803-3、805-2、807-2、807-3、808-2、808-3、809-2、809-3、809-4、809-5、810-3、811-3、812-1、812-2、長野県長野市篠ノ井東福寺字五反田 1003-1、1004-5、1004-6、1037-1、1037-2、1038-1、1038-2、1038-5、1038-6、1039-1、1039-2、1039-3、1039-4、1041-1、1041-2、1042-1、1042-2、1043-2、1054-1、1054-3、1055-3、1055-4、1056-2、1056-4、1058-2、1058-4、1058-5、1059-2、1061-2、1062-1、1062-3、1062-4、1065-3、1066-3、1067-2、1067-5、1068-2、1071-3、1071-4、1074-1、1074-4、1076-1、1076-3、1077-2、1078-2、1080-2、1081-1、1081-2、1081-4、1082-3、1083-2、1083-3、1085-3、1085-4、1087-4、長野県長野市篠ノ井東福寺字竹原 1112-1、1112-5、1113-2、1114-3、1120-2、1121-2、1122-1、1126-2、1126-3、1127-1、1127-3、1128-3、1129-5、1133-2、1133-3、1134-2、1134-3、1135-2、1135-3、1136-1、1136-4、1136-5、1136-6、1136-7、1137-3、1137-4、1138-2、1138-3、1139-3、1139-4、1168-4、1168-5、1173-3、1174-4、1175-2、1175-4、1175-5、1176-2、1176-3、1177-2、1177-3、1178-2、1178-4、1178-6、1178-7、1182-2 地内

都市・まちづくり課

長野県告示第153号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び佐久市役所に備え置きます。

令和5年3月23日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
伊勢林 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱12号から17号までを順次結んだ線、標柱17号と令和2年長野県告示第300号で指定した伊勢林急傾斜地崩壊危険区域の標柱2号から1号を結んだ線、標柱1号から18号、19号までを順次結んだ線及び標柱19号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域	佐久市	安原	向田	1590番1	12号
		〃	新子田	へび塚	1836番71	13号
		〃	〃	〃	1836番159	14号
		〃	〃	〃	1836番72	15号
		〃	〃	〃	1836番65	16号、17号及び2号
		〃	岩村田	向田堰上	4324番1	1号
		〃	〃	〃	4325番2	18号
		〃	安原	向田	1592番	19号
		〃	〃	〃	〃	〃

砂防課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月23日

長野県伊那建設事務所長 石田良成

- 路線名 下諏訪辰野線
- 供用を開始する区間  
上伊那郡辰野町大字平出1234番地先から  
上伊那郡辰野町大字平出1268番の1地先まで
- 供用を開始する期日 令和5年3月24日

道路管理課